# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名              |
|-------|-------------------|
| 10    | 固定資産税関係事務 基礎項目評価書 |

# 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

嬬恋村は、固定資産税関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

固定資産税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併わせて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

# 評価実施機関名

群馬県嬬恋村長

### 公表日

令和7年3月1日

[令和6年10月 様式2]

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 |  |  |  |  |
|----------------------|--|--|--|--|
| ①事務の名称               | 固定資産税関係事務  |  |  |  |
| ②事務の概要               | 地方税法等の規定に則り、<br>固定資産税課税台帳(土地・家屋・償却資産)の評価・賦課・証明書発行・統計処理等を行う。<br>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。<br>①所有資産の照会<br>②賦課および徴収のために行う事務<br>③償却資産申告データの入力<br>④納税通知書、課税明細書の出力 |  |  |  |
| ③システムの名称             | 固定資産税システム<br>地方税電子申告支援サービス<br>統合宛名システム<br>中間サーバー   |  |  |  |

#### 2. 特定個人情報ファイル名

固定資産税課税台帳ファイル 地方税電子申告情報ファイル 宛名情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

|        | 「一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1号 別表 第24項   |
|--------|--|
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める<br>事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第16条 |
|        | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律<br>第38号) 第9条                        |

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

| ①実施の有無  | [ 実施する ]  | <選択肢><br>1)実施する<br>2)実施しない<br>3)未定  |
|---------|---|---|
|         | ■情報照会の根拠<br>番号法第19条第8号に基づく利<br>第九号)<br>第二条 表48項 | 川用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令  |
| ②法で上の依拠 |   | 27、28<br>を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定<br>今(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第20条、第21条 |

#### 5. 評価実施機関における担当部署

| ①部署      | 税務会計課  |
|----------|--------|
| ②所属長の役職名 | 税務会計課長 |

#### 6. 他の評価実施機関

# 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 税務会計課 群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前110番地 0279-96-0513 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 税務会計課 群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前110番地 0279-96-0513 9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した 適用した理由 [ ]適用した

#### Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人数                |                                  |   |  |  |  |  |  |
|------------------------|----------------------------------|---|--|--|--|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か       |                                  | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |  |  |  |  |  |
|                        | いつ時点の計数か                         | 令和7年2月1日 時点   |  |  |  |  |  |
| 2. 取扱者                 | 2. 取扱者数                          |   |  |  |  |  |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か |                                  | <選択肢><br>[ 500人未満 ] 1)500人以上 2)500人未満   |  |  |  |  |  |
| いつ時点の計数か               |                                  | 令和7年2月1日 時点   |  |  |  |  |  |
| 3. 重大事故                |                                  |   |  |  |  |  |  |
|                        | 内に、評価実施機関において特定個人<br>i重大事故が発生したか | 人<br>[ 発生なし ] (選択肢><br>1)発生あり 2)発生なし  |  |  |  |  |  |

# Ⅲ しきい値判断結果

# Lきい値判断結果 基礎項目評価の実施が義務付けられる

\_ . . . . . .

# Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                             |        |          |          |   |   |            |
|---|--------|----------|----------|---|---|------------|
| <選択肢>   |        |          |          |   |   |            |
| されている。  |        |          |          |   |   |            |
| 2. 特定個人情報の入手(†                                    | 青報提供ネ  | ットワークシス  | テムを通じた入  | 手を除く。)                                      |   |            |
| 目的外の入手が行われるリ<br>スクへの対策は十分か                        | [      | 十分である    | ]        | <選択肢><br>1)特に力を入れ<br>2)十分である<br>3)課題が残され    |   |            |
| 3. 特定個人情報の使用                                      |        |          |          |   |   |            |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが<br>行われるリスクへの対策は十<br>分か | [      | 十分である    | 1        | <選択肢><br>1) 特に力を入れ<br>2) 十分である<br>3) 課題が残され |   |            |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か   | [      | 十分である    | 1        | <選択肢><br>1) 特に力を入れ<br>2) 十分である<br>3) 課題が残され |   |            |
| 4. 特定個人情報ファイルの                                    | の取扱いの  | 委託       |          |   | ſ | ]委託しない     |
| 委託先における不正な使用<br>等のリスクへの対策は十分か                     | [      | 十分である    | ]        | <選択肢><br>1)特に力を入れ<br>2)十分である<br>3)課題が残され    |   |            |
| 5. 特定個人情報の提供・移転                                   | 云(委託や情 | 報提供ネットワー | ークシステムを通 | じた提供を除く。)                                   | I | ]提供・移転しない  |
| 不正な提供・移転が行われる<br>リスクへの対策は十分か                      | [      | 十分である    | ]        | <選択肢><br>1)特に力を入れ<br>2)十分である<br>3)課題が残され    |   |            |
| 6. 情報提供ネットワークシ                                    | ステムとの  | 接続       | I        | ]接続しない(入手)                                  | I | ]接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリ<br>スクへの対策は十分か                        | [      | 十分である    | 1        | <選択肢><br>1)特に力を入れ<br>2)十分である<br>3)課題が残され    |   |            |
| 不正な提供が行われるリスク<br>への対策は十分か                         | [      | 十分である    | ]        | <選択肢><br>1)特に力を入れ<br>2)十分である<br>3)課題が残され    |   |            |
| 7. 特定個人情報の保管・消去                                   |        |          |          |   |   |            |
| 特定個人情報の漏えい・滅<br>失・毀損リスクへの対策は十<br>分か               | [      | 十分である    | ]        | <選択肢><br>1) 特に力を入れ<br>2) 十分である<br>3) 課題が残され |   |            |

| 8. 人手を介在させる作業             | [ ]人手を介在させる作業はない  |  |  |  |  |
|---------------------------|---|--|--|--|--|
| 人為的ミスが発生するリスク<br>への対策は十分か | <選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている  |  |  |  |  |
| 判断の根拠                     | 特定個人情報保護評価の対象となる事務について特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人の<br>プライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク<br>を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言している。   |  |  |  |  |
| 9. 監査                     |   |  |  |  |  |
| 実施の有無                     | [O]自己点検 []内部監査 []外部監査   |  |  |  |  |
| 10. 従業者に対する教育・            | <b>啓発</b>   |  |  |  |  |
| 従業者に対する教育・啓発              | <選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない  |  |  |  |  |
| 11. 最も優先度が高いと考            | えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する  |  |  |  |  |
| 最も優先度が高いと考えられ<br>る対策      | [ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |  |  |  |  |
| 当該対策は十分か【再掲】              | <選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 2) 十分である  |  |  |  |  |
|                           | 3)課題が残されている<br>特定個人情報保護評価の対象となる事務について特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人の  |  |  |  |  |

#### 変更箇所

| 変更箇所      |                                    |   |  |      |              |  |  |
|-----------|------------------------------------|---|--|------|--------------|--|--|
| 変更日       | 項目                                 | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |  |  |
| 令和3年4月1日  | 5. 評価実施期間における担<br>当部署              | ①部署 税務課<br>②所属長の役職名 税務課長  | ①部署 税務課<br>②所属長の役職名 税務会計課長   | 事後   | 機構改革による修正    |  |  |
| 令和3年4月1日  | 7. 特定個人情報の開示・訂<br>正・利用停止請求         | 請求先 税務課 群馬県吾妻郡嬬恋村大字<br>大前110番地 0279-96-0513   | 請求先 税務会計課 群馬県吾妻郡嬬恋村<br>大字大前110番地 0279-96-0513  | 事後   | 機構改革による修正    |  |  |
| 令和3年4月1日  | 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ         | 請求先 税務課 群馬県吾妻郡嬬恋村大字<br>大前110番地 0279-96-0513   | 請求先 税務会計課 群馬県吾妻郡嬬恋村<br>大字大前110番地 0279-96-0513  | 事後   | 機構改革による修正    |  |  |
| 令和3年6月21日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携ー②法令上の根拠   | 番号法 第19条7号、別表第二の項番号27の項   | 番号法 第19条8号、別表第二の項番号27の項  | 事後   | 法令改正による変更    |  |  |
| 令和5年1月12日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称      | 固定資産税システム<br>地方税電子申告支援サービス(※1)<br>総合窓ロシステム(※2)<br>統合宛名システム<br>中間サーバー<br>※1. 地方税電子申告支援サービスを利用して<br>いない場合は記載不要<br>※2. 総合窓ロシステムを利用していない場合<br>は記載不要   | 固定資産税システム<br>地方税電子申告支援サービス<br>統一の名システム<br>中間サーバー   | 事後   |              |  |  |
| 令和5年1月12日 | 2. 特定個人情報ファイル名                     | 固定資産税課税台帳ファイル<br>地方税電子申告情報ファイル (※1)<br>宛名情報ファイル<br>※1. 地方税電子申告支援サービスを利用して<br>いない場合は記載不要   | 固定資産税課税台帳ファイル<br>地方税電子申告情報ファイル<br>宛名情報ファイル   | 事後   |              |  |  |
| 令和5年1月12日 | 3. 個人番号の利用/法令上<br>の根拠              | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の16の項並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第16条   | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の16の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条  | 事後   | 公金受取口座情報提供関係 |  |  |
| 令和5年1月12日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携/②法令上の根拠   | ■情報照会の根拠<br>番号法 第19条8号、別表第二の項番号27の<br>項<br>並びに、<br>行政手続における特定の個人を識別するため<br>の番号の利用等に関する法律別表第二の主務<br>省令で定める事務及び情報を定める命令(平成<br>二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七<br>号)第20条  | ■情報照会の根拠<br>番号法 第19条8号、別表第二 27<br>行政手続における特定の個人を識別するため<br>の番号の利用等に関する法律別表第二の主務<br>省令で定める事務及び情報を定める命令(平成<br>26年日内閣府・総務省令第7号) 第20条<br>■情報提供の根拠<br>番号法 第19条8号、別表第二 27、28<br>行政手続における特定の個人を識別するため<br>の番号の利用等に関する法律別表第二の主務<br>省令で定める事務及び情報を定める命令で成条 | 事後   | 公金受取口座情報提供関係 |  |  |
| 令和7年3月1日  | 3. 個人番号の利用ー法令上<br>の根拠              | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の16の項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条<br>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号) 第9条 | 法) 第9条第1号 別表 第24項<br>行政手続における特定の個人を識別するため<br>の番号の利用等に関する法律別表の主務省令<br>で定める事務を定める命令(平成二十六年内<br>閣府・総務省令第五号) 第16条  | 事後   |              |  |  |
| 令和7年3月1日  | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 - ②法令上の根拠 | ■情報照会の根拠<br>番号法 第19条8号、別表第二 27<br>行政手続における特定の個人を識別するため<br>の番号の利用等に関する法律別表第二の主務<br>省令で定める事務及び情報を定める命令(平成<br>26年日内閣府・総務省令第7号) 第20条  | ■情報照会の根拠<br>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)<br>第二条 表48項   | 事後   |              |  |  |